

京都市長

門川大作 様

**2021年度**

**京都市予算編成に対する要求書**

2020年10月

日本共産党京都市会議員団

# 目次

## 重点要求項目

1	新型コロナウイルス感染症対策の強化を……………	1
(1)	感染症対策の強化を……………	1
(2)	福祉・教育などへの支援の強化を……………	2
(3)	市民生活、中小企業と労働者への支援の強化を……………	3
◆	国に対して以下のことを求めること……………	3
◆	京都市としての支援を強化すること……………	4
2	自治体の公的な責任を果たせ……………	4

## 分野別要求項目

1	複合災害に備えたまちづくりで、いのちを守る市政に……………	5
◆	災害復旧・生活と生業再建支援のための制度拡充を……………	5
◆	地震・風水害・土砂災害に強いまちづくりを……………	5
2	憲法・地方自治法を守り、平和で民主的な日本と京都をつくるため、 国に対して次の項目の実現を求めること……………	7
3	福祉・医療の充実を……………	8
◆	国に対して以下のことを求めること……………	8
◆	京都市として福祉・医療の充実を……………	8
◆	介護保険制度、高齢者福祉施策の充実を……………	10
◆	保育・子育て支援の充実を……………	11
◆	障害者福祉の充実を……………	13
◆	生活保護・生活支援の充実を……………	14
4	市民の暮らし・営業を守る市政運営を……………	15
◆	国に対して以下のことを求めること……………	15
◆	市民の暮らし・営業を守る市政運営を……………	15
◆	中小企業、伝統産業・商工業の振興と雇用・労働対策の強化を……………	17
◆	農林業の振興を……………	19
5	ジェンダー平等社会の実現をめざして……………	20
6	競争と格差拡大の教育を改め、どの子も伸びる「子どもが主人公」の学校・教育を…	21
7	青年がいきいき住み続けられる京都市を……………	23
8	文化財の保護、文化芸術・市民活動の振興、スポーツ環境整備の拡充を……………	24
9	原発からの撤退と再生可能エネルギー政策の抜本的強化を……………	26
10	環境対策とごみの減量推進を……………	27
11	安心して住み続けられるまちづくりを……………	27
◆	安全安心の消防活動を……………	30
◆	上下水道事業の充実を……………	30
◆	生活道路優先の道路環境整備を……………	31
12	市民の交通権を保障する総合的な交通体系を確立し、市民の足を守ること……………	31
◆	市バス・地下鉄の改善を……………	32
13	公正・公開・市民参加の市政運営を……………	33

## 重点要求項目

☆は新規要求項目

### 1 新型コロナウイルス感染症対策の強化を

#### (1) 感染症対策の強化を

- ☆① 感染経路不明者を含む感染者全体の分布や特徴を分析し、新規感染者の発生する確率が高いと考えられる地域・職種などに対し、網羅的なPCR検査を実施すること。そのための検体採取・運搬の体制も確保すること。
- ☆② 医療、教育、社会福祉施設、公共交通の従事者および市職員に対する定期的なPCR検査を行うこと。職場・施設などに陽性者が発生した場合には、関係者全員を検査すること。
- ☆③ 市民に対して、行政区ごとの感染状況を明らかにすること。本市の検査数、陽性数、陽性率、軽・中・重症数、入院数、宿泊療養施設利用状況など基本的な数値（日計、推移）を提供すること。
- ☆④ 各行政区に発熱外来と一体のPCRセンターを設置すること。
- ☆⑤ 衛生環境研究所における検査体制を拡充すること。検査体制拡充にむけ、大学や病院、民間検査機関等に協力を要請すること。
- ☆⑥ 無症状者、軽症者を受け入れる療養施設を確保拡充し、管理体制を早急に構築すること。療養にあたり、必要に応じて食事や日常生活必需品の調達支援など生活に支障をきたさないよう支援すること。
- ☆⑦ 入院等に向け調整中の方や自宅療養者に対して、必要に応じて食事や日常生活必需品の調達支援など生活に支障をきたさないよう支援すること。
- ☆⑧ 1ヶ所に集約した保健所を各行政区・支所にもどし、公衆衛生体制の再構築を図ること。
- ☆⑨ コロナ禍においては、インフルエンザの感染拡大を防ぐことが必要であり、高齢者のインフルエンザの予防接種は、希望する高齢者全員がうけることができるよう、全額を公費負担とすること。
- ☆⑩ 国に対して、新型コロナウイルス感染症対策や新たな感染症への備えとして、病床数の削減の撤回、公立病院統廃合計画の撤回を求めること。市立病院を含む医療機関の損失補填を求めること。本市として、市立病院への損失補填をおこなうこと。
- ☆⑪ 感染防護備品が不足しないよう、京都府、国との連携を強め、調達ルート等について関係者に周知すること。配布の方法等について関係者からの意見を聴取し、効果的な調達配布に努めること。

- ☆⑫ 市立病院、京北病院が公的医療機関として万全な感染症対策のもと、使命が発揮できるよう運営交付金を抜本的に引き上げること。
- ☆⑬ 新型コロナウイルス感染患者を受け入れる市立病院職員に対する危険手当等について、京都市が示した規準が実行されるよう責任を果たすこと。
- ☆⑭ 感染者・関連施設等に対する人権侵害・誹謗中傷をなくすための啓発に努めること。
- ☆⑮ 三密を避けるなど感染対策を講じ得る規模で避難所を確保すること。
- ☆⑯ 防災担当職員を増員するなど区役所の常時の防災体制を抜本的に強化すること。関係機関との連携を強化すること。避難所に配置される職員の確保のためにも、区役所業務の集約化は行わないこと。避難所運営にあたり、保健師等専門職の動きを明確化し、感染症対策に職員が精通するための訓練を行うこと。
- ☆⑰ 他都市の先進事例に習い、市バス・地下鉄の車両及び駅構内の消毒を強化し、当面少なくとも週1回のペースで行うこと。
- ☆⑱ バス車内の密集を避けて感染防止が図られるよう対策を検討すること。乗客と乗務員や乗客同士の間隔を空け、乗客と乗務員が安心して乗車できる車内環境を確保するよう努めること。

## (2) 福祉・教育などへの支援の強化を

- ☆⑲ 社会福祉施設の職員配置の抜本的改善を国に求めること。
- ☆⑳ 福祉現場での深刻な職員不足を一刻も早く解消するため、保育・介護・障害など福祉施設職員の大幅な賃金引き上げができるよう、財源を確保すること。感染症対策に必要な施設整備、備品の確保及び手当を保障すること。
- ☆㉑ 保育所等の児童福祉施設職員に対して、感染症対策として、危険手当等が支給されるよう財源の措置を行うこと。必要な人員増、施設整備、備品補充対策のための財源補助を行うこと。
- ☆㉒ 児童館を全学区に設置し、必要に応じて複数設置すること。児童館事業の専任職員を複数配置すること。
- ☆㉓ 学校運営費のうち、コロナ対策費及び光熱水費は別予算とし、保障すること。
- ☆㉔ 1クラス20人程度の少人数学級となるよう、学級編成基準、教職員定数を抜本的に改善するよう、国に求めること。
- ☆㉕ 1クラス20人程度の少人数学級となるよう、教職員の増員を図ること。閉鎖校・公共施設等の活用も含めた教室の確保を急ぐこと。少なくとも、30人を超える学級の解消を図る京都市の独自措置をとること。
- ☆㉖ 子どもたちの心身の健康を考慮し、過大な授業時限数とならないように各学校の裁量で教育内容を精査できるようにすること。学校行事等に関しても一律に削らず、工夫して開催できるように各学校の裁量を認めること。

- ☆⑳ 子どもの通学の負担及び感染リスクを低減するため、高校選抜に「通学圏」及びバス停方式を復活させ、地元の学校に進学できるよう、定員を確保すること。
- ☆㉑ 厳しい市民生活をふまえ、就学援助制度のコロナ特例を継続するとともに所得基準額を引き上げ、対象を広げること。援助額の増額・早期支給を行うこと。就学援助項目を拡大すること。マイナンバーを申請要件としないこと。案内は、毎年全児童・生徒に配布すること。対象者に対して、無料低額診療についての情報提供を行うこと。
- ☆㉒ コロナ対策上も大規模校は独自の困難を抱えており、適正規模を超える学校は新設をはかることなど早急に解消すること。生徒数1000人を超す神川中学校については、学校の分離新設をはかること。
- ☆㉓ 児童福祉センター、こころの健康増進センター、地域リハビリテーション推進センターの3施設一体化整備については、感染症対策の観点で、現在進行している計画をストップすること。児童福祉センターについては現在地で再整備をはかり、さらに拠点を増やすこと。
- ☆㉔ 市立芸術大学について、長期化するコロナ対応として、十分な感染対策や遠隔授業の条件整備が進められるよう必要な予算を確保すること。学費の引き下げや減免・納付猶予の柔軟な適用など、学生生活の継続に責任を果たすこと。

### (3) 市民生活、中小企業と労働者への支援の強化を

#### ◆以下のことを国に求めること

- ☆㉕ 「GoToトラベル」キャンペーンは執行されていない予算は、ただちに停止し、観光業界への直接支援に切り替えること。
- ☆㉖ 持続化給付金・家賃支援給付金については、要件を緩和した上で、継続して追加支給ができる制度とすること。
- ☆㉗ 個人事業者・中小事業者の損失補てんや固定費補助制度など支援策をさらに講じること。現在の制度の対象になっていない事業者に対する支援策を講じること。
- ☆㉘ コロナ関連でつくられた融資制度を来年度にかけても継続すること。
- ☆㉙ 延長された雇用調整助成金におけるコロナ特例は、縮小することなく来年以降も継続すること。
- ☆㉚ 最低賃金は、全国一律時給1500円に引き上げること。引き上げにあたっては、社会保険料事業主負担分軽減のための効果的な支援策をはじめ、中小企業を支援すること。
- ☆㉛ 新型コロナウイルスの感染拡大による公営企業の減収に対して、補填を行うこと。
- ☆㉜ 公営企業における独自のコロナ対策に対する交付金制度を創設すること。

## ◆京都市としての支援を強化すること

- ☆④⑩ 新型コロナウイルス感染拡大で影響を受けている市民・事業者に対して、水道料金や下水道使用料の減免制度を創設すること。
- ☆④⑪ 国の制度で救済できない事業者に対して、給付などの支援制度をつくること。
- ☆④⑫ 就職活動や雇止め、アルバイト減などコロナで影響を受けている大学生や若者の実態調査を行い、市独自でさらなる雇用創出に取り組むこと。
- ☆④⑬ コロナ感染拡大により影響を受けた失業者・転職者・労働者の相談窓口の充実、懇切丁寧な就労支援・労働相談への対応を強化すること。
- ☆④⑭ 新型コロナウイルスの感染拡大により影響を受けた中小企業・個人事業主に対して、市直営で経営相談を行うこと。区役所に中小企業・商工業振興対策の窓口を設置し、専門の相談員を配置すること。
- ☆④⑮ 中小零細業者を対象にした、リース料、家賃、光熱水費などの固定費の補助、設備投資への助成などの施策を実施すること。
- ☆④⑯ 生活福祉資金は、要件を緩和し、審査期日が短縮できるように、必要な手だてを講じること。
- ☆④⑰ 市民税軽減制度の見直しを撤回するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な市民への減免制度を創設すること。機械的な税徴収や差押えを行わず、納税の緩和制度の周知を図り実施すること。
- ☆④⑱ 京都市文化芸術奨励金事業の内容を拡充し、文化芸術関係者の活動を応援する支援制度を創設すること。
- ☆④⑲ 施設使用料補助制度は、会場の収容人数等を制限する場合の収入減への補てんを継続実施すること。

## 2 自治体の公的な責任を果たせ

- ⑤⑩ 自治体の機能と役割、住民自治と地域経済を破壊する「自治体戦略2040構想」及び公務の産業化・集約化方針を撤回するよう国に求めること。
- ☆⑤⑪ 自治体に対する地方交付税の必要な財源を確保するよう国に求めること。地方交付税総額を引き下げるトップランナー方式をやめ、地方交付税の抜本的増額を国に求めること。
- ☆⑤⑫ 次期京都市基本計画の策定にあたっては、従来の行革・リストラ路線を転換し、行政の公的責任を果たし、市民の営業と暮らしを守るものとする。新たなリストラ計画を策定する「持続可能な行財政審議会」は中止すること。

## 分野別要求項目

### 1 複合災害に備えたまちづくりで、いのち守る市政に

#### ◆災害復旧・生活と生業再建支援のための制度拡充を

- ⑤③ 以下の点について、国・府に要望すること。
  - ・豪雨による淀川水系の河川の氾濫、ダムの放流、洗堰・樋門の操作についての実態と教訓を明らかにすること。京都市中域の浸水に影響がある天ヶ瀬ダム・日吉ダムの事前放流等、適切な運用が図られるよう管理者に求めること。
  - ・被災者生活再建支援法について「住宅の一部損壊までの対象拡大」や「支援金の上限を300万円から500万円に引き上げ」などの改善を図ること。
- ⑤④ 京都市被災者住宅再建等支援制度を全ての災害に適用し、床下浸水や家屋の損傷への対応など対象をさらに拡大すること。区役所・支所・出張所で、申請受付業務を行うこと。
- ⑤⑤ 「複合災害」を考慮した十分な対策のため、指定避難所・指定緊急避難場所の環境の改善にとりくむこと。
  - ・最大想定避難者数分の避難所の確保を急ぐこと。
  - ・指定避難所・指定緊急避難場所への食料・飲料水備蓄を拡充し、屋内用テント・防護具・使い捨てスリッパ・簡易段ボールベッドなどを配備すること。
  - ・トイレの洋式化の早期完了とエアコン設置など、指定避難所への環境の抜本改善をはかること。
  - ・「土砂災害警戒区域内」、「立退き避難が必要な区域内」にある指定避難所については場所を区域外に確保すること。
  - ・防災機能強化型体育館整備の箇所数を抜本的に増やすこと。指定避難所となっているすべての元小中学校体育館の耐震化をはかること。
- ⑤⑥ 被災者に提供する住宅を各行政区に確保すること。
- ⑤⑦ 被災した中小商工業者の事業再建支援は、相談にのる体制をつくとともに、被害の態様や程度によっては、補助金・給付金その他返済不要の資金援助も検討すること。
- ⑤⑧ 被災農業者が早期に営農再開できるよう、農地や農機具・施設の復旧支援を拡充するため、国庫補助の対象範囲を広げること。

#### ◆地震・風水害・土砂災害に強いまちづくりを

- ⑤⑨ 国や府と連携し、速やかに急傾斜地、崩落危険箇所の対策を具体化すること。
- ⑥⑩ 民間社会福祉施設の耐震化診断と改修を早期に完了させること。

- ⑥1 浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内の要配慮者施設への情報伝達方法、避難・誘導体制の整備を定めた計画策定を京都市の責任において早期に完了させること。
- ⑥2 消防分団施設（市や地域の施設と共用している、および10㎡未満の消防団施設を含む）の耐震対策を市の責任において早期に完了すること。
- ⑥3 豪雨対策については、以下の点を強化すること。
- ・国・府と協議を行い、河川の越水・漏水防止、集中豪雨による急な増水への対策を強めること。
  - ・内水災害を含め浸水地域の計画的な改修をすすめること。
  - ・土木事務所等の職員を増員し、災害時の体制を強化すること。
  - ・公園や学校のグラウンド表面に一時的に雨水を貯留する施設（例：一乗寺公園野球場）などを計画的に整備すること。
- ⑥4 大規模盛土による開発地域など、宅地の地すべり危険地域マップについて市民への周知を徹底するとともに、国・府とも連携し、対策を強化すること。
- ⑥5 国の「液状化危険地域対策技術指針」に基づき、京都市独自の対策指導基準を作成し、地域実態調査に基づく液状化危険地域対策を早期に行うこと。
- ⑥6 安祥寺川や四ノ宮川の河川改修事業について、早急に完成させること。
- ⑥7 新設・既設を問わず、公園の防災設備を増やし、防災機能を強化すること。
- ⑥8 新「耐震改修促進計画」の2025年95%の耐震化率目標を必ず達成すること。京都型耐震リフォーム支援事業を使いやすくするために工事費の補助額を増額し、メニューごとの上限額を引き上げること。木造住宅及び京町家の耐震改修支援事業について予算の拡充をはかること。また、病院や福祉施設、賃貸共同住宅など特定建築物の耐震化施策の充実を図ること。
- ⑥9 マンションの耐震改修支援事業について、制度の周知や補助制度の抜本的改善を図ること。
- ⑦0 耐震化の必要な「都市防災上重要な橋りょう」92橋の内、橋りょう健全化プログラム（第2期）に位置づけた橋の改修は、早急に完了すること。京都市域の「都市防災上重要な橋りょう」以外の橋りょう及び国の管理する橋りょうについても、国・府と連携し、耐震化と必要な老朽対策を早急に進めること。
- ⑦1 道路のり面維持保全計画は前倒し実施すること。
- ⑦2 山間部沿道の倒木による通行止めや停電を防ぐために、山の持ち主や国、京都府、関西電力等と連携し、未然防止対策を進めること。山中の災害木や間伐対策についても、補助制度の拡充を国や府に求め、市独自としても取り組みを進めること。
- ⑦3 ブロック塀の安全対策について、以下の項目を実施すること。
- ・民間保育園、介護施設等について、子どもや高齢者の安全が確保される状況を早期に京都市としてつくること。
  - ・民間ブロック塀除却助成を周知すること。民間ブロック塀の安全対策支援制度につ



いては、すべてのブロック塀を対象とするとともにフェンス設置等にも支援を拡充すること。

- ・通学路のブロック塀の安全対策について、最後まで責任を持ってすすめること。
- ⑦④ 排水機場の管理を直営に戻すこと。関係組織と職員体制を拡充すること。老朽化している排水機場等の整備計画を前倒しで進めること。
- ⑦⑤ すべての町内会単位の防災行動マニュアルとマップについては住民への広報を徹底すること。
- ⑦⑥ 自主防災会への補助金を増額すること。

## 2 憲法・地方自治法を守り、平和で民主的な日本と京都をつくるため、国に対して次の項目の実現を求めること

- ⑦⑦ 憲法9条を改悪しないこと。政治に憲法の理念を生かすこと。
- ⑦⑧ 唯一の戦争被爆国として核兵器禁止条約に参加するとともに、核兵器のない世界をめざす流れの先頭に立つこと。
- ⑦⑨ 憲法違反の戦争法（安保法制）を廃止すること。「集団的自衛権行使容認」の閣議決定を撤回すること。
- ⑧⑩ 憲法に緊急事態条項設置をめざす憲法調査会の開催を強行しないこと。
- ⑧① 日米安保条約を廃棄し、対等、平等、友好の日米関係を築くこと。
  - ・日米地位協定を抜本的に改定し、世界に例のない米軍優遇の特権をなくすこと。
  - ・京丹後市の米軍Xバンドレーダー基地を撤去すること。
  - ・辺野古の新基地建設を中止すること。
- ☆・米軍基地内における新型コロナウイルス対策を講じること。
- ⑧② 公営交通事業、上下水道事業に押しつけている「独立採算制」をやめること。高利率企業債の借り換えについては、5%以下のものも含めて要件緩和と枠の拡大を行うこと。
- ⑧③ 市バス・地下鉄事業、上下水道事業の消費税は非課税にすること。
- ⑧④ 公営バス事業に対する補助金を確立すること。
- ⑧⑤ 地下鉄改修・維持管理・安全対策・施設更新に対する国の補助制度を抜本的に拡充すること。
- ⑧⑥ 全鉄道駅へのホーム柵設置を急ぐこと。
- ⑧⑦ 水道・下水道などライフラインの耐震化、老朽管の布設・敷設替えを早急に行えるよう国の補助制度を抜本的に拡充すること。

### 3 福祉・医療の充実を

#### ◆以下のことを国に求めること

- ⑧⑧ 年金のマクロ経済スライド制を廃止すること。最低保障年金制度を創設すること。
- ⑧⑨ 公的医療保険として国保制度を立て直すために、以下について求めること。
  - ・国民健康保険制度の均等割・平等割をなくすこと。
  - ・国による保険料免除制度をつくること。
  - ・資格証明書の発行をやめること。滞納を理由とした財産差押えはやめること。
  - ・国保都道府県化で、自治体の一般会計からの繰入中止を強要・誘導しないこと。
- ⑨⑩ 保育の完全無償化を実現すること。
- ⑨⑪ 児童虐待に対応するため児童相談所や一時保護所の職員を増やすなど体制を強化するとともに、職員の専門性にふさわしい処遇改善を行うこと。そのための財源を確保すること。
- ☆⑨⑫ 「介護予防・日常生活支援総合事業」の対象を、要介護者まで拡大しないこと。
- ⑨⑬ 訪問介護における生活援助中心型サービスについては、利用抑制につながる回数制限を行わないこと。
- ⑨⑭ 後期高齢者医療保険制度に一部負担金の減免制度を拡充すること。保険料の特例軽減措置の段階的廃止はやめること。
- ⑨⑮ 重度訪問介護の対象に、通勤・就労への支援も加えること。
- ⑨⑯ 生活保護について
  - ・生活保護基準の引き下げや、住宅扶助・冬季加算の引き下げは撤回し、引き上げること。夏季加算を創設すること。
  - ・母子加算、児童養育加算の削減は撤回すること。学習支援費は参考書・図書等も対象とすること。
  - ・資産申告の通知を撤回すること。
  - ・医療費一部負担、有期保護の導入は行わないこと。
  - ・生活保護世帯の子どもが世帯分離をしなくても大学・専門学校への進学できるよう改善すること。
- ⑨⑰ すべての生活保護世帯において一時扶助でエアコン設置と修理を行えるようにすること。

#### ◆京都市として福祉・医療の充実を

- ⑨⑱ 一般会計繰入を増額し、国民健康保険料を引き下げること。保険料減免制度を拡充すること。資格証明書・短期証の発行をやめ、正規の保険証を交付すること。差押えが禁止されている給付金を原資とする預貯金、生活維持費の差押えはやめること。学

資保険や給与の差押えをやめること。傷病手当制度を導入すること。

- ⑨9 国民健康保険制度を改善すること。
  - ・子どもの均等割を軽減すること。
  - ・国保の一部負担金減免制度は収入基準額を引き上げ、拡充すること。資産報告書の提出や保険料の納付を要件としないこと。
  - ・入院時の食事代負担などの軽減対策を拡充すること。
  - ・限度額適用認定証の発行にあたっては、保険料納付要件を撤廃し、周知を徹底すること。所得区分については急激な収入の減少に対応すること。
  - ・高額療養費・特別療養費など現金給付については、滞納保険料と相殺しないこと。
  - ・高額療養費・高額介護医療合算療養費、居住費の限度額を元に戻すよう国に求めること。市として補助すること。
- ⑩0 無料低額診療事業の利用者に対し、院外処方による薬代の助成を市独自に行うこと。市として引き続き国への要望を強めること。
- ⑩1 市立京北病院が地域医療を支える公的医療機関として役割を果たすよう、以下の改善を行うこと。
  - ・老朽化対策を急ぐこと。正規職員を増やすこと。
  - ・常勤医師を増員し、医師の働き方を改善すること。
  - ・早急に人工透析ができる体制を作ること。当面、市立病院への送迎体制を整えること。
- ⑩2 市立病院・市立京北病院において独自の医療費等患者負担の減免制度を周知し適用すること。独自に財源を確保し無料低額診療事業を行うこと。初診時選定療養費はH28年診療報酬改定前の水準に戻すこと。
- ⑩3 市立病院院内保育所は病院機能の一部であり、京都市と病院が直接責任を持ち運営すること。
- ⑩4 重度心身障害児者医療費支給制度・重度心身障害老人健康管理費支給制度の対象者を3級までに拡大すること。
- ⑩5 京都府と協議し、老人医療費支給制度は、負担割合と対象要件を元に戻し、74才まで拡大すること。
- ⑩6 国に対し、難病医療における自己負担の軽減、軽度の切り捨てにならないよう引き続き強く要望すること。
- ⑩7 生活保護世帯の検診受診率を高めること。75歳以上の高齢者の検診率をさらに向上させること。人間ドックも希望者全員が受けられるようにすること。
- ⑩8 後期高齢者医療保険料の引き下げを行うこと、自己負担割合は現行制度を維持することを京都府後期高齢者医療広域連合、国に強く求めること。
- ⑩9 後期高齢者医療保険料の滞納を理由とした差押えはやめること。
- ⑩10 薬物等依存症根絶の取り組みを強化するとともに、民間更生団体への支援を強める

こと。アルコール依存症対策を進めるために、断酒会等自助グループへの会場提供や各区における企画協賛など支援を強めること。ギャンブル依存症対策を強化し、ゲーム依存症について対策を具体化すること。

- ⑪① 中央斎場は直営を堅持し、衛生職員を採用すること。火葬技術の伝承、後継者育成に努めること。
- ⑪② 京都社会福祉会館用地の売却をやめること。現地で建て替え、入居団体の再入居を保障すること。
- ⑪③ 京都府に「地域共生社会実現サポート事業補助金」の拡充を求めること。京都市として民間社会福祉施設が施設改修費等に活用できる補助制度を創設すること。

#### ◆介護保険制度、高齢者福祉施策の充実を

- ⑪④ 敬老乗車証は応益負担を導入せず、現行制度を維持すること。全ての地域で民間バス・鉄道も含め共通化すること。
- ⑪⑤ 介護保険第8期計画策定にあたって、保険料を抜本的に引き下げること。利用料の京都市独自の軽減措置を行うこと。減免制度の拡充を図ること。
- ⑪⑥ 希望する全ての高齢者が入所できるよう特別養護老人ホームの施設整備を行うこと。
- ⑪⑦ 介護労働者の実態調査を行い、処遇の改善を行うこと。
- ☆⑪⑧ 介護認定給付事業の民間委託を中止し、本市事業に戻すこと。
- ⑪⑨ 介護予防・日常生活支援総合事業に係る生活支援型訪問介護の単価を、介護型と同じに引き上げること。
- ⑪⑩ 地域支え合い活動創出コーディネーターを「日常生活圏域ごと」「学区ごと」に配置すること。
- ⑪⑪ 介護保険制度について、以下の項目の改善を図ること。
  - ・介護施設における補足的給付、限度額認定証発行の際の資産要件をやめること。
  - ・昼間独居の生活援助や医療機関への通院・院内介助等の利用は、それぞれの利用者の実態や心身等の状況等を勘案した個別マネジメントをふまえて、居宅サービス計画に基づき提供できることを居宅介護支援事業所へ徹底すること。
  - ・保険料の滞納による給付制限は行わないこと。
  - ・市独自に福祉施策として限度額以上の介護を上乗せすること。
  - ・新たな認知症初期集中支援チーム、在宅医療介護連携支援センターとの連携、相談件数の増加、困難事例等個別地域ケア会議の開催等多忙化する業務に対応するため、全ての地域包括支援センターの体制を早急に増員すること。
  - ・緊急ショートステイ事業については、介護者や家族の疾病等、利用対象を元に戻すこと。
- ⑪⑫ サービス付き高齢者向け住宅及び有料老人ホームでの見守りの実施や適正なサービ

ス給付が行われているか等について、指導・監督を徹底すること。引き続き未届けの施設をなくし、入居者が不利益を被らないよう指導を徹底すること。

- ⑫③ 養護老人ホームを増設・充実すること。
- ⑫④ 配食サービスは昼間独居世帯も対象とすること。
- ⑫⑤ 加齢性難聴に対する補聴器の購入補助をおこなうこと。
- ⑫⑥ 緊急通報システム利用料、認知症高齢者GPSの負担を軽減し、高齢者の地域生活を支えること。
- ☆⑫⑦ 京都市家族介護用品給付事業を継続し、給付額を増額すること。
- ⑫⑧ 外国籍市民に対する、高齢者・重度障害者特別給付金を増額し、対象を拡大すること。
- ⑫⑨ 高齢者雇用安定法に基づき、シルバー人材センターに限らず非営利・公益団体を支援し、積極的に仕事を発注すること。
- ⑫⑩ 老人クラブへの助成金を増額し、単位老人クラブの事業に対する支援を強めること。
- ⑫⑪ 老人福祉センターを増設すること。

#### ◆保育・子育て支援の充実を

- ⑬② 子どもの主体的権利を認め、意見表明権など子どもの権利や発達を保障する「子どもの権利条例（仮称）」を制定すること。子どもの権利救済機関を設けること。
- ⑬③ 給食は保育の一環であり、保育園における給食費は京都市が公費で負担すること。
- ⑬④ 子どもの医療費は、すべての子どもを対象として中学校卒業まで通院も無料にすること。
- ⑬⑤ 保育における公的責任を後退させる市営保育所の民間移管方針は撤回すること。市営保育所がない行政区に市営保育所をつくること。市営保育所・市立幼稚園は認定こども園に移行しないこと。
- ⑬⑥ 保育士配置基準をさらに引き上げると共に、職員の処遇改善を図ること。保育士宿舍借り上げ支援事業は調理師等も対象とすること。保育士等の家賃補助制度を創設すること。
- ⑬⑦ 児童福祉法24条1項に基づいて、京都市の保育実施責任を果たすこと。小規模保育事業所からの移行や途中入所を含め、入所を保障するため、認可保育所増設を行うこと。
- ⑬⑧ 0～2歳児の保育料を値下げすること。第三子以降の保育料無料化は所得制限をなくすこと。所得減少世帯の減免制度を拡充し、市民にわかりやすく周知すること。保護者に過大な負担を招く保育料への上乘せ徴収は認めないこと。
- ⑬⑨ 民間保育園で働く職員が安心して働き続けられるように公私間格差を是正し、どの保育園で働いても定期昇給を保障すること。小規模保育事業も対象とすること。

- ⑭⑩ 民間社会福祉施設産休等代替職員制度、特殊健康診断廃止の影響を把握し、復活すること。メンタルケア相談を保障すること。民間社会福祉施設の妊婦通院・時間短縮をそれぞれ補償すること。補償に必要な財源を国に求めること。
- ⑭⑪ 認可保育園の保育士配置基準は緩和せず、引き上げること。また、朝夕の保育士配置基準の緩和をやめて元に戻すこと。どの時間帯も正規職員で配置すること。
- ⑭⑫ 小規模保育事業の職員配置は認可保育所の基準と同様にし、財源は市が保障すること。
- ⑭⑬ 民間保育園でのプール事故防止のために監視員が配置できるよう市が責任を果たすこと。
- ⑭⑭ 小規模保育事業、家庭的保育事業の耐震化率100%となるよう対策を強化すること。
- ⑭⑮ 学童保育所は、放課後の遊び、生活の場にふさわしく、全学区に複数含め設置すること。高学年児童の利用を考慮した条件整備を行うこと。大規模学童保育所を分割して、新設すること。施設外クラスは単独の学童保育所として設置すること。利用料、実費負担分を軽減すること。職員は全て正規雇用とし、支援の単位ごとに複数の専任職員を配置すること。運営委託費については、年度当初の登録児童を算定の基礎とするよう改めること。
- ⑭⑯ 共同学童保育に対する助成を、市委託の学童保育所の水準に引き上げること。多子世帯、ひとり親世帯の減免ができるよう助成すること。
- ⑭⑰ 放課後ほっと広場については、正規職員を複数配置し、学校閉鎖期間中も開所すること。
- ⑭⑱ 児童館事業担当職員、学童クラブ事業担当職員全てに対する抜本的処遇改善を行うこと。職員の休憩や休暇を保障する代替職員配置の加算を設けること。
- ⑭⑲ 障害児の学童保育を保障するため職員の加配等を行うこと。介助者に対する謝金を直ちに賃金として位置づけ、最低賃金を保障すること。
- ⑭⑳ ひとり親家庭等に対する医療費補助の所得基準引き上げ等、生活支援をつよめること。母子家庭の自立支援事業をいっそう拡充すること。
- ⑭㉑ 生活困窮世帯、一人親世帯の子ども・若者への学習支援を拡充すること。
- ⑭㉒ 「京都市子どもの居場所づくり支援事業補助金」を増額し、運営費も補助すること。
- ⑭㉓ 学童う歯対策事業は継続し、未就学児にも拡充すること。
- ⑭㉔ 子どもの歯列矯正の保険適用を国に求めること。
- ⑭㉕ 児童福祉センターは、児童福祉司配置の拡充など体制の強化をはかり、一時保護所の環境を抜本的に改善すること。施設の老朽化対策を行い、必要な改修を行うこと。
- ⑭㉖ 鑑別診断の待機を解消するため、医師・職員の体制を更に拡充すること。
- ⑭㉗ 児童養護施設と乳児院の職員配置基準をさらに引き上げ、賃金・労働条件の抜本的改善をはかること。宿直勤務を夜勤勤務として位置づけ、法定労働時間が守れるよう配置基準の抜本的改善を図ること。

- ⑮ 児童養護施設入所者の大学進学等に対する学費や家賃補助等の支援をさらにすすめること。
- ⑯ 里親会への活動支援を強めること。制度の周知は、里親会と協力し、実施すること。児童相談所に里親専任担当者をおくこと。
- ⑰ 「こんにちは赤ちゃん」事業を担っている助産師等が安定して確保できるよう、報酬を引き上げること。
- ⑱ 乳幼児健診については午前中の実施とし、早期療育の観点から5歳児健診も実行すること。
- ⑲ 京都こども文化会館の廃止方針を撤回すること。

#### ◆障害者福祉の充実を

- ⑳ 障害児相談支援事業について、以下の改善をはかること。
  - ・京都市の責任で障害のある児童の支援計画をつくること。
  - ・発達支援事業所と幼稚園・保育所等の併行通園の場合、3歳未満の児童について負担軽減を図ること。
- ㉑ 児童発達支援施設の運営の日払い方式をやめ、定員払い等、施設の安定した運営を保障すること。発達検査の待機期間の短縮に向け、児童福祉センターの担当職員を増員すること。医療型児童発達支援センターの新設、または既存の施設で医療的ケアを必要とする児童を受け容れる場合、必要な財政的措置をとること。
- ㉒ 障害が重く、支援が必要な人ほど負担が増える「応益負担」をやめるよう国に求めること。障害者福祉サービス利用支援策「新京都方式」を拡充し負担の軽減に努めること。自立支援医療については、非課税世帯の無料化を早急に実現すること。
- ㉓ 65歳以上の障害者に対して、これまで受けていた障害福祉サービスが継続できるようにすること。
  - ・介護保険のサービス利用枠を超える障害者福祉サービスの利用について、条件を大幅に緩和して周知を図ること。
  - ・介護保険優先の原則を廃止するよう、国に求めること。
- ㉔ 障害者施設については、待機者が増え続けている入所施設やグループホームを、公的責任で計画的に増やすこと。短期入所枠については、不足している実態をふまえ更に拡大すること。
- ㉕ 地域生活支援事業の移動支援については、施設入所者も対象とすること。日常生活用具の対象にパソコン等を加えること。
- ㉖ 障害者スポーツ施設の増設を行うこと。精神・知的障害者も含めてすべての障害者のスポーツの機会を保障すること。障害者が利用しやすいようにスポーツ施設の宿泊機能や駐車場設備の充実をはかること。
- ㉗ 手話言語条例の趣旨に基づき、手話通訳者を養成し、聴覚に障害のある方の社会参

加をさらにすすめること。手話通訳者派遣事業を拡充し、利用を促進すること。

- ⑰① 福祉乗車証の適用地域は敬老乗車証と同一にするとともに、磁気カード化をすすめること。
- ⑰② 重度心身障害者医療費助成制度、重度障害老人健康管理費支給制度について精神障害者も対象とすること。
- ⑰③ 福祉タクシーのチケットについては、利用実態調査をおこなうこと。利用者の声を聞いて使いやすいものに改善すること。

#### ◆生活保護・生活支援の充実を

- ⑰④ 憲法25条に基づく生活保護行政を行うこと。
  - ・生活扶助、住宅扶助を引き上げるよう国に強く求めること。
  - ・申請権を保障すること。生活保護申請用紙としおりを保健福祉センター窓口にご置くこと。
  - ・生活保護制度について、生活困窮者が気軽に利用できる制度として周知すること。
  - ・生活保護世帯における就労指導は、受給者の健康状態について十分配慮すること。
  - ・保護期限を定めた「就労指導」はしないよう徹底すること。医療扶助への自己負担導入を求める指定都市市長会と本市の対政府要望は撤回すること。
  - ・後発医薬品の使用に不安がある場合は医師・歯科医師への相談や薬剤師を通じた疑義照会で先発医薬品の利用が可能なことを周知すること。
  - ・老齢加算の復活を国に求めること。
  - ・窮迫状態にある場合には速やかに職権による保護を行うこと。
  - ・ケースワーカー1名に対して、80世帯以下の配置とすること。必要に応じて集団検討・研修等でケースワークに集団的に責任を持てるようにすること。
  - ・保護開始に当たっての法定期限（14日）を厳守すること。
  - ・資産調査を強要しないこと。預貯金の保有を理由とする制度適用除外はしないこと。
  - ・酷暑から生命を守るため、夏季見舞金を創設すること。
  - ・「医療券」方式を改め「医療証」にすること。
  - ・捕捉率を調査すること。
  - ・中高生への学習援助をさらに強化すること。支援者への適正な報酬を保障すること。
  - ・加齢性難聴の補聴器を、治療材料として給付するよう求めること。
  - ・市民が安心して暮らしの相談や生活保護制度が受けられるように、生活福祉課に福祉職の配置率を高め、新規職員への教育をいっそう充実すること。
- ⑰⑤ 市民のいのちを守るために、電気・ガス事業者、上下水道局とも連携し、料金・使用料及び税等の滞納状況を把握し、生活困窮実態の有無をつかみ対策をとること。



- ・生活保護世帯及び、生活困窮者に対する上下水道料金の福祉減免制度を創設すること。
- ①76 ホームレスの生活を保障すると共に、自立支援を強化すること。
- ・ホームレスの生活保護適用に当たっては、居宅確保を原則とすること。一時保護施設に入所した場合も、居宅と位置づけ、すみやかに保護認定した上で、地域での生活が送れる支援を強化すること。
- ・自立支援センター等利用者の処遇改善と施設改善を行うこと。
- ・ホームレスを支援する民間団体への財政支援を拡充すること。
- ・中央保護所の機能を高め充実すること。救護施設は市の責任で利用者が活動しやすい場所に設置し、運営すること。
- ・緊急一時宿泊事業については、必要とする全ての人が利用できるよう、施設を増やし、個室化・バリアフリー化など、施設整備を行うこと。健康で文化的な生活を営むための必要経費を支給すること。
- ①77 厳しさを増す市民生活に鑑み、市営葬儀事業を復活させること。
- ①78 京都市独自の通年で実施する生活資金貸付事業を創設すること。生活保護受給者も対象とすること。
- ①79 各内職会への補助金制度の廃止方針は撤回すること。

## 4 市民の暮らし・営業を守る市政運営を

### ◆以下のことを国に対して求めること

- ①80 経済・景気・暮らしを回復するために、消費税は廃止を展望し、5%に減税すること。中小零細企業の営業に深刻な打撃を与えるインボイス制度の導入をやめること。
- ①81 「納税者権利憲章」を早急に制定すること。
- ①82 生活費非課税の原則に基づき、基礎控除・人的控除引き上げなど課税最低限を引き上げること。
- ①83 累進課税を強化し、大企業・高額所得者に応分の負担を求めること。
  - ・個人市民税の累進制を復活すること。法人市民税の累進制を強化すること。
  - ・大企業優遇の税制度をあらため、中小企業並みの負担を求めること。
- ①84 雇用は正社員を基本とし、労働者派遣法は抜本改正すること。
- ①85 「残業代ゼロ」、過労死を増やす「働き方改革一括法」は廃止すること。
- ①86 「カジノ解禁推進法」及び「カジノ実施法」は廃止し、具体化しないこと。

### ◆市民の暮らし・営業を守る市政運営を

- ①87 公共施設の再編・集約化の方針を改めるとともに、区役所機能の強化を図ること。

- 「京都市資産有効活用基本方針」にもとづく「資産有効活用市民等提案制度」及び学校跡地の「事業者登録制度」は撤回すること。市有地については住民の声を聞き、住民のために活用すること。
- 集約された税賦課・徴収業務を各区役所に戻し、市税事務所は廃止すること。
- ⑱⑧ 文化庁移転に係る費用負担をしないこと。
- ⑱⑨ 職員削減をやめて、必要な正規職員を確保すること。「民間でできることは民間に」と市民サービスを低下させ公的責任の放棄につながる事務・事業の民間委託化はすすめないこと。
- ⑱⑩ 職員募集・採用については、障害者法定雇用率を早期に満たすこと。
- ⑱⑪ 公契約基本条例の内容と運用について、以下の項目の具体化を図ること。
  - 現場労働者（いわゆる一人親方を含む）の報酬額の最低限度額を定める賃金条項を設けること。
  - 雇用の継続についての項目を設けること。
  - 条例の適正な運用を担保するための立ち入り調査を行う項目を設けること。
- ⑱⑫ 民間まかせにせずに職員を抜本的に増員し、「民泊」「簡易宿所」に対する調査・指導体制を強化すること。市民生活環境と調和せず、改善も見られない事業者に対しては、営業の許可を取り消すこと。
- ⑱⑬ 住宅宿泊事業法による届出「民泊」施設、旅館業法に基づくホテル・旅館業、簡易宿所について、環境衛生監視員による年1回の立入調査を徹底すること。各行政区に保健所、相談窓口を復活すること。
- ⑱⑭ 小規模宿泊施設、京町家も含め、全ての宿泊施設内に玄関帳場設置と管理者の常駐を義務づけること。
- ⑱⑮ 木造住宅密集地、路地奥、連棟、学校・社会福祉施設周辺での「民泊」「簡易宿所」の立地を制限する条例改正を行うこと。連棟での「民泊」「簡易宿所」は認めないこと。
- ⑱⑯ 近隣住民等から求められた際の協定書は義務規定とすること。
- ⑱⑰ 全ての「民泊」「簡易宿所」にスプリンクラー及び消防署への通報機能のある火災報知器の設置を義務づけること。
- ⑱⑱ 社会経済情勢の変化、生活様式及び人口減少社会をふまえ、リニア中央新幹線建設計画を撤回するよう国及びJR東海に求めること。京都駅ルートの誘致活動を中止すること。
- ⑱⑲ 北陸新幹線延伸については、国及び本市をはじめ地元自治体の財政負担が巨額になること、並行在来線の縮小廃止につながることで、地下水など自然環境や、住環境へ悪影響を与えること、残土処理の問題が不明確なことなど課題が山積している。延伸計画を京都市は進めないこと。
- ⑲⑰ 区役所の権限と予算を拡充すること。

## ◆中小企業、伝統産業・商工業の振興と雇用・労働対策の強化を

- ⑳① 「中小企業憲章」を国会決議とすること。中小企業基本法については、「中小企業憲章」の立場で、「中小企業と大企業の格差是正」など中小企業を応援するものに見直すこと。小規模企業振興基本法の実現を早急に図ること。相談窓口については、体制支援の予算化を図り、事業者の身近な相談窓口を充実させること。
- ⑳② 中小企業振興のため以下の内容の具体化を図ること。
- 中小企業、小規模事業者（家族経営、個人商店、自営業者など）の実態把握に努めること。
  - 自治体の役割発揮など小規模企業振興基本法の趣旨を取り入れ、具体化を行うこと。
  - 広く関係者の参加と討議を経て、市において、中小企業、小規模事業者（家族経営、個人商店、自営業者など）についての振興計画を立案すること。
  - 市全体とともに、各局・各区役所など毎に官公需の中小企業への発注目標を設定しその実現をめざすこと。WTO案件については、分割発注できるよう工夫し、市内・中小・小規模事業者の活性化が図られるようにすること。
  - 横浜市のような「取組報告書」を作成し、同「報告書」を含め、条例の具体化について、各年度ごとに市民と議会に報告すること。
  - 金融機関に対し、市内中小企業への融資割合向上目標設定など地域貢献策立案を働きかけること。
- ⑳③ 地域経済活性化と地域建設業者等の育成につながり、波及効果も大きい住宅リフォーム助成制度・商店リフォーム助成制度を創設すること。
- ⑳④ 次期観光基本政策の策定にあたっては、外国人観光客数や観光消費額を追い求めることなく、既存の伝統産業等、適切な支援を行い、まちなみを守ること。行政区ごとに地域の特殊性を活かせるよう、地域の声が反映される内容とすること。経済の地域内循環が実現できるような観光政策とすること。
- ⑳⑤ 市民生活に悪影響を及ぼしている、「宿泊施設拡充・誘致方針」及び「上質宿泊施設誘致制度」は撤回し、宿泊施設の総量規制をはかること。既存の旅館への支援を強化すること。
- ⑳⑥ 以下の雇用対策に取り組むこと。
- 失業者・転職者・労働者の相談窓口の充実、懇切丁寧な就労支援・労働相談への対応を強化すること。
  - 市独自の雇用創出、企業への要請など、さらに取り組むこと。
  - 雇用政策と労働者保護を担当する部署を復活し、体制強化を図ること。
  - 労働者の雇用形態、賃金・労働時間等の実態把握とデータの収集・整理・公開に努めること。

- ・高齢者・障害者などへの独自の雇用対策を強めること。
- ⑳⑦ 市直営の中小企業支援センターを復活させ、中小企業の経営相談を行うこと。区役所に中小企業・商工業振興対策の窓口を設置し、専門の相談員を配置すること。
- ⑳⑧ 中小企業に対する本市制度融資の保証料及び利子のさらなる軽減・補給を行うこと。返済猶予期間を3年に延長し、利子補給を実施すること。
- ⑳⑨ 市に融資受付窓口を設置し、市が責任をもつ「あっせん融資制度」を復活させること。
- ⑳⑩ 企業立地促進助成制度については、大企業を除外した制度に見直すこと。
- ⑳⑪ 総合企画局や政府各機関等との連携を密にし、経済・工業・商業・雇用等の実態調査と実態把握に努め、地域内循環型経済を実現すること。
- ⑳⑫ 原材料の仕入先や製品の納品先・販路、単価の動向等、市として責任をもって実態を明らかにすること。地域内再投資力を調査すること。
- ⑳⑬ 大企業や大型店に対し、地元調達や雇用拡大、下請け単価や仕入値の改善等、その社会的役割が発揮されるよう働きかけること。
- ⑳⑭ 環境関連産業（グリーンエコノミー）等、各業別・業種別の振興政策を立案すること。
- ☆⑳⑮ 社会インフラの整備を担う建設産業の技術力・専門力の強化と、担い手の確保・育成について振興計画を立案し、具体化すること。
- ⑳⑯ 伝統産業振興予算を抜本的に増額すること。すべての伝統産業調査を行った上で、喫緊の課題である後継者育成をすすめること。伝統産業従事者のつくり手に直接支援すること。伝統産業設備改修等補助制度については通年で申請できるようにし、拡充を図ること。新商品の開発、販路の拡大を支援すること。
- ⑳⑰ 西陣織物産地の絹織物職人の工賃の引き上げ、道具類の確保、織機等のメンテナンスを担う後継者の確保・養成に継続してとりくむこと。「西陣織物産地振興協議会」（仮称）をつくり、新商品の開発、販路の開拓を含む総合的な産地振興を図ること。
- ⑳⑱ 友禅職人の工賃の引き上げ、各種工程の維持のための後継者育成等の支援をさらにすすめること。
- ⑳⑲ 大規模小売店舗立地法は、需給調整が可能となるよう、法改正を国に求めることとともに、中小規模店を保護する仕組みを市独自でつくること。事実上の大型店誘致策である「商業集積ガイドプラン」は撤回すること。
- ⑳⑳ 「商店街振興条例」の具体化、推進に当たっては、一つひとつの商店の実態調査を行い、小売店・商店街の振興をはかるものとする。地域の個性や実状に応じた、総合的な商業振興策を確立し、具体化をはかること。空き店舗の効果的活用をはかること。商業振興計画を復活すること。
- ㉑ 買物弱者について実態調査を行い、産業観光局・保健福祉局・都市計画局・区役所等関係局が連携を強め、地元の事業者、団体と協議し対策を早急に具体化すること。

- ②② 日本映画発祥の地にふさわしい映画振興へ、商店街、大学、地元住民や関係者と連携し、具体的な取り組みの支援を行うこと。
- ②③ 国・府・市の中小・小規模事業者への支援制度をわかりやすく紹介・周知するために、制度紹介パンフレットの作成・普及や、インターネットホームページ「京都市情報館」の内容の改善をすすめること。
- ②④ 改正卸売市場法のもと、京都市卸売市場においては、京都市が設置者であることを維持し、「第三者販売禁止」「直荷引き禁止」「商物一致」などのルールを堅持しながら、公正・適正な価格形成に努め、市民に低価格で安全な食品の提供に努めること。

#### ◆農林業の振興を

- ②⑤ 国に対して以下のことを求めること。食料自給率を当面50%（カロリーベース）に引き上げること。コメの需給調整政策を放棄しないこと。コメ直接交付金を復活させ、価格保障・所得保障をおこなうこと。コメの生産と流通に国が責任を持つこと。農業予算を大幅に増額し、後継者の育成、家族・集落営農への支援を強めること。
- ②⑥ 国の経済主権を脅かし、産業・医療・雇用等、国民生活を犠牲にするアメリカとの貿易協定やT P P、E P A、F F Rは止めるよう、国に求めること。京都市における影響については、実態を把握し、必要な支援をすすめること。
- ☆②⑦ 国連「家族農業の10年」キャンペーンに取り組み、SDG sの推進目標に基づく京都市特有の家族農業経営の活性化推進計画を作成し、具体化し、以下の点を推進すること。
  - ・家族農業者に後継者支援制度を適用すること。直売場の開設、学童農園、体験農園、観光農園などの取組みを支援すること。産直制度を活用し、消費者との協働で営農意欲をたかめること。新規農業就農者の育成を図ること。
  - ・中山間地の集落営農を守るため、耕作放棄地対策、担い手支援、域内販路拡大、農業施設整備等を強めること。
  - ・共同利用機械の導入を支援すること。農業機械への更新時の補助を拡充すること。兼業農家の営農を支援すること。
- ②⑧ 生産緑地の保全・拡大を市の責任で行うとともに、市内の農地を守る対策を強めること。特定生産緑地の指定申請について、該当する農業者に周知や相談を徹底し、面積を維持すること。
- ☆②⑨ 耕作放棄地を解消するために、農道整備や畦の草刈り、用水路の整備等の農業基盤整備をすすめ、農業生産への利用を促進すること。
- ☆③⑩ 学校給食などと連携し、地消地産の農業の促進で、近郊農村の強みを生かした営農を促進すること。
- ☆③⑪ 種子法の復活を国に求め、京都府にも種子条例創設をもとめること。種苗法の改正に反対し、自家栽培の現状を保持すること。農家の種苗研究・開発を支援すること。

- ②② 農林業と市民生活を守るためサル、イノシシ、シカ等の捕獲、追い上げを強化すること。捕獲補助金を拡充すること。有害鳥獣防護柵敷設年間計画を拡充すること。防護柵補修費にも補助金を交付すること。
- ②③ 持続可能な森林づくりに取り組み、自伐型林業を支援、強化すること。
- ②④ 北山杉をはじめ市内林業の振興を図るため以下の取り組みをすすめること。
  - ・植林、間伐など森林整備を一層強化すること。
  - ・公共・民間建築物等への京都産材の活用をオール京都市ですすめること。
  - ・みやこ杉木制度の活用条件を緩和し、工務店・設計士にも広げること。
  - ・間伐材のチップ・ペレット化など一層の活用をはかること。

## ☆ 5 ジェンダー平等社会の実現をめざして

- ☆②⑤ すべての人が多様な性を認め合い人権が尊重される社会を実現することを目的とする条例を策定すること。
- ②⑥ 女性差別撤廃条約批准国として、一刻も早い女性差別是正のための法整備と「選択議定書」の批准を国に求め、「個人通報制度」や「調査制度」等を実現させ推進すること。
- ②⑦ 第5次男女共同参画計画策定にあたって、以下の取り組みを強化すること。
  - ・働く権利を守り、あらゆるハラスメントをなくすため、京都市男女共同参画推進条例に違反した企業・団体の公表など、罰則規定を追加すること。
  - ・市職員の同性パートナーを家族と認め、休暇（結婚、育児、介護、看護、忌引き等）や手当等を支給すること。民間事業所にも同様の制度の実施を働きかけること。
  - ・京都市職員・教職員の出産休暇の目標を定めること。育児休暇の取得目標30%は、早期に達成し、促進すること。京都市イクボス宣言者の公表を行うこと。
  - ・市職員の管理職、審議会委員への女性の登用率をさらに高めること。
- ②⑧ L G B T / S O G I の権利保障に取り組むこと。
  - ・当事者及び支援者等を含め幅広く市民に対して、アンケート調査等での意見・要望を継続的に聞く機会をつくること。
  - ・関係課長会議を発展させ、プロジェクトチームとして専任職員を配置し、全庁的課題として市職員の教育、総合的な対策を検討すること。職員ガイドブックを活用し、全職員の研修を実施すること。
  - ・専門相談窓口の設置及び常設のコミュニティスペースを設置すること。
- ☆ パートナーシップ宣誓制度を創設した自治体として、同性婚を認めるよう国に対して求めること。
- ☆ パートナーシップ宣誓をしていないパートナーに対しても家族として、市営住宅へ

- の入居を認めること。
- 教育委員会として全教職員や児童・生徒・保護者への教育・研修及び啓発活動に努めること。
- 学校施設のトイレ、更衣室、制服の扱い等当事者の意思を尊重し、対応すること。
- 多目的トイレを大幅に増設し、「誰でもトイレ」等と表示し誰もが使用しやすくすること。
- 京都市自殺対策計画にLGBT／SOGIを盛り込むこと。
- ②⑨ 家族従業者の働きを認めない所得税法56条について「見直しの検討」を求める国連女性差別撤廃委員会の勧告に基づき廃止するよう国に求めること。
- ②⑩ DV対策を強化すること。
  - DV相談支援センターの相談の増加に見合う体制や支援の拡充をさらに行い、被害者の自立へ継続的支援を行うこと。
  - 加害者更生支援の専門機関を創設すること。
  - 民間シェルターへの補助の拡充、公的シェルターの設置などを行い、公的責任を果たすこと。
  - デートDV等、中・高校生や青少年へ教育・啓発活動を強めること。
- ☆②⑪ 性犯罪被害者相談窓口を府や民間任せにせず、市として創設し、支援体制を確立すること。
- ☆②⑫ 犯罪被害者等支援については、犯罪被害者等支援条例における生活資金給付の対象に、同性パートナーを加えること。支援制度として、一時保育、精神医療費、転居費等の助成金交付を行うこと。

## 6 競争と格差拡大の教育を改め、どの子ども伸びる「子どもが主人公」の学校・教育を

- ②⑬ 教育予算を増額し、教育条件を整備・改善すること。
  - 学校経常運営費を増額すること。
  - 老朽校舎等の改築と改修を急ぐこと。
  - 全ての小中学校の特別教室及び体育館にエアコンを設置すること。
  - 全ての学校図書館に、専任の司書を配置すること。
  - 学校のトイレは施設改善や洋式化を早急に進めること。全ての棟・階ごとにただちにトイレを設置すること。
- ②⑭ 学校公演に対する補助事業を創設し、学校公演を学校行事として位置づけ、子どもたちが学校で演劇や音楽などの舞台芸術を鑑賞する機会を増やすこと。
- ②⑮ 学校の序列化や過度な競争につながる全国学力テストには参加せず、国にやめるよう求めること。学校ごとの結果は公表しないこと。

- ②46 高校教育無償化の所得制限をやめること。私立高校も無償化をめざすこと。朝鮮学校にも無償化措置の適用を府に求めること。
- ②47 定時制高校は、希望者全員の入学を保障し、充実させること。西京高校定時制は残すこと。新定時制単独高校は、新卒以外の希望者も全員対象とすること。
- ②48 すべての市立高校にエレベーターを設置し、バリアフリー化を推進すること。
- ②49 学校、教育現場から体罰を一掃すること。いじめ、暴力、薬物乱用、学級崩壊の現状を正確に把握し、困難な事例については教育委員会として学校への支援体制を強化すること。
- ②50 スクールカウンセラーの配置日数を増やすこと。スクールソーシャルワーカーを全校に配置し、配置日数を増やすこと。
- ②51 学校の中に不登校の児童・生徒がいつでも行ける居場所を確保し、教職員を配置すること。ふれあいの杜を増設すること。
- ②52 総合支援学校高等部職業科は入学希望者全員を受け入れること。職業科に限らず高等部卒業後の発達・進路を保障すること。
- ☆②53 北総合支援学校の分校設置にあたって、施設整備等について、生徒、保護者、教職員の意見を反映させること。
- ②54 育成学級の学級編成の基準については、低学年加配、発達差加配などを加味して市独自に改善すること。
- ②55 発達障害など支援の必要な児童・生徒にきめ細やかな対応ができるよう教員を増やすこと。LD等通級指導教室をすべての小中学校に設置すること。
- ②56 「教員評価にもとづく給与査定」はやめること。教育実践功労表彰等はやめること。指導力判定委員会、資質判定委員会は廃止すること。
- ②57 安全安心な温かい全員制の中学校給食を実施すること。
- ②58 食育充実に向けて、栄養教諭は複数校兼務ではなく1校1名の配置を行うこと。府内産も含め地産地消を広げ、安全な学校給食を実施すること。学校給食食材の放射能検査を継続すること。給食のパンや食材の小麦は国産を使用すること。
- ②59 正規の学校給食調理員の採用を再開し、給食調理は直営とすること。アレルギー除去食をさらに進めること。給食調理員の熱中症対策に万全を期すこと。
- ②60 教職員は正規を原則とすること。当面、非正規の教員の身分保障と処遇改善等、格差是正を図ること。
- ②61 教職員の長時間・過密な働き方の改善を急ぐこと。
- ☆・変形労働時間制は導入しないこと。
- ・職員の出退勤時間など働き方の実態を把握し、時間外労働を減らすこと。
  - ・持ち時間の上限を決めること。事務職員等学校職員の定数を増やすこと。
  - ・休憩時間を確保すること。
- ②62 「中学校運動部活動ガイドライン」「小学校運動部活動等ガイドライン」にもとづく



実施状況を検証し、以下の措置を講ずること。

- 休養日は週2日以上、土日のどちらかは休むなどガイドラインを関係団体、保護者や生徒を含む関係者の議論を通じて定着させること。
  - 部活動指導員の活用と科学的知見・教育の条理をふまえた指導を重視すること。
  - 部活動の成績を内申書や人事評価に反映しないこと。
  - 顧問の強制はやめること。
- ②63 教育リストラを進める学校統廃合・小中一貫校推進はやめること。
- ②64 義務教育に係る副教材や給食費は無償とすること。遠距離通学費補助については、地域や所得にかかわらず全ての小中学生を対象とすること。
- ②65 元小学校・中学校については、トイレ等の改修、耐震改修を行い、地域の避難場所等地元活用施設として維持・管理を行うこと。元新洞小学校体育館の耐震化を行うこと。
- ②66 教育委員会は、首長からの独立性を確保すること。
- ②67 憲法に保障された内心の自由をおかす「日の丸」「君が代」の押しつけ、教職員への「職務命令」による指導の強制は行わないこと。道徳教育によって、特定の「徳目」の押しつけや内心の評価をしないこと。

## 7 青年がいきいきと住み続けられる京都市を

- ②68 経済的な理由で学業を続けられなくなる大学生を生まず、安心して学べる環境のために
- 学生アルバイトの実態調査を早急に実施し、市独自の給付制奨学金を創設すること。
  - 既卒者の奨学金返済の助成制度をつくること。
  - 国に対し、大学運営費交付金・私学助成の増額と、公立大学への国の支援の拡充を求めること。高等教育無償化の実現と直ちに学費半額の実施を行うよう求めること。
- ②69 京都市に関わる機関や団体等において、非正規労働者をなくすよう努力すること。市内各企業にも同様の趣旨を呼びかけること。
- ②70 ブラックな働き方を根絶し、わかものの就労をすすめるため、以下の方策を採ること。
- ブラック企業規制条例を早期に制定すること。
  - 市内から労働法規違反の事業所をなくすよう、労働局等との連携を強化し、悪質企業名の公表など実効ある手立てを尽くすこと。
  - 京都市として独自にアルバイトや非正規労働の実態調査をおこない、身近な相談窓口・対策室などを充実させること。

- ・生徒・学生に対して、労働局・府・教育機関と連携し、労働法教育を行うこと。特に大学・専門学校の新生に対して、ガイダンスと合わせて教育をおこなうこと。
  - ・「わかもの就職支援センター」の周知と機能の強化、体制の充実をすすめること。大学政策室とも連携し、ブラックバイト対策を抜本的に充実すること。
- ☆<sup>271</sup> 大学のまち京都として、地下鉄学生定期券割引率を政令市平均まで引き上げること。
- ☆<sup>272</sup> 京都府就労・奨学金返済一体型支援事業へ京都市としても独自の上乗せをすること。返済補助制度をつくること。奨学金への利子補給制度を作ること。
- <sup>273</sup> ニート・引きこもり・不登校など、社会生活を営む上で困難を有する青少年及びその家族に対し、専任の支援コーディネーターの増員等支援体制を抜本的に強化すること。ひきこもり支援のあり方検討分科会を継続し、当事者・家族も委員に加えとりくみの検証を行うこと。
- <sup>274</sup> 青少年活動センターを全行政区・支所・出張所単位に設置すること。
- <sup>275</sup> 若い世帯や青年労働者などへの家賃補助制度を創設すること。
- <sup>276</sup> 市立芸術大学の移転整備については、教育・研究・創造の環境・条件の一層の整備・拡充を前提に、以下の各項目をふまえること。
- ・敷地面積半減は、教育・研究・創造活動の環境・条件の後退に繋がるものであり、高度利用以外の対策を練ること。
  - ・来年度の大幅税収減が危惧されるところから、移転計画の練り直しを図ること。
  - ・現在地については、地域住民の声を生かした活用計画案を策定すること。

## 8 文化財の保護、文化芸術・市民活動の振興、スポーツ環境整備の拡充を

- ☆<sup>277</sup> 史跡等の現状変更については、観光を優先にした対応を行わず、歴史的文化的価値について、京都府教育委員会や複数の専門家等の意見を聞くなど、十分検討をつくした上で国への申請手続きを行うこと。現状変更を行う際には、工事計画の詳細な指示書を作成し、市の専門職員の工事立会い体制を十分に確保するなど、文化財を確実に保護すること。
- <sup>278</sup> 財団法人になった京都市交響楽団について、これまでの待遇を後退させないこと。巡回演奏を小学校にも拡大すること。
- <sup>279</sup> 京都市美術館の再整備にあたっては、以下の項目に留意すること。
- ・付属棟を変更したレストラン設置計画を見直し、安価で市民が使いやすい展示スペースとして活用すること。
  - ・京都市美術館は直営を堅持し、運営にあたっては、公募団体を含めた運営協議会（仮称）を設置し、専門家や美術団体の意見を聞いて反映させること。

- ・公立美術館として、企業のもうけにつながる運営を行わないこと。学芸員は、直営の職員を増やすこと。
- ・美術館所蔵品の保全に万全を尽くすこと。
- ・入館料及び使用料は値下げすること。公募展及び教育関係の展覧会の使用料は、減免制度を設けること。
- ・元市民アトリエなど、市民の創作活動が行える場所の確保として元小学校等を含め、保障すること。文化都市にふさわしい文化振興に努めること。
- ②80 音楽、演劇、伝統芸能などに、市民が日常的に親しめるようにすること。
- ・京都市が主催する文化事業の鑑賞料金は、さらに低くし、子どもの料金は、無料とすること。
- ・子ども舞台芸術鑑賞支援事業などは、身近に舞台芸術にふれられるよう、地元や演劇関係者と連携し進めること。
- ・施設のバリアフリー化、多目的トイレの設置を急ぐこと。
- ・地域文化会館を全行政区に設置すること。文化芸術活性化パートナーシップ事業の団体を増やし、市民の鑑賞機会と鑑賞施設を増やすこと。民間文化施設への補助制度をつくり、市民が低料金で使えるようにすること。
- ・文化芸術関係者の活動を保証する、恒久的な支援制度を国に求めるとともに市独自としても創設すること。
- ②81 市民が気軽に利用できるスポーツ施設について、大幅な拡充を行うこと。全行政区で1カ所以上の市立体育館を建設すること。
- ②82 スポーツ施設の改修や設備・機器類の充実、人員の配置や体制、市民から寄せられる相談については、指定管理業者任せにせず、市が責任を持って対応すること。バリアフリー化と多目的トイレの設置を急ぐこと。
- ②83 横大路運動公園の再整備、水垂運動公園の整備にあたって、PFI手法ではなく、京都市直営で早期に整備・管理・運営を行うこと。
- ・最終処分地場跡地の環境汚染対策を講じること。
- ・当面、屋外トイレの改修を急ぐこと。
- ・体育館の改修や設備機器の充実についても計画を作ること。
- ・グランドゴルフの施設を拡充すること。
- ②84 文化・スポーツ施設の利用料を引き下げること。高校生・専門学校生を含む青年や高齢者の割引制度を導入し、拡充すること。キャンパス文化パートナー制度については、スポーツ施設などへの利用を拡大させること。
- ②85 学区ごとに、市民が低料金で気軽に使える集会所をつくること。区役所の会議室等も市民に広く開放すること。
- ②86 すべてのいきいき市民活動センターの施設全体のバリアフリー化を行い、多目的トイレの設置は完了させること。施設の見直しにあたっては、増設すること。

- ②87 既存の施設の活用も含め、早期に文学館を設立すること。

## 9 原発からの撤退と再生可能エネルギー政策の抜本的強化を

- ②88 地震や津波想定に対する安全対策や感染症等複合災害への対応が全く不十分であり、国・関西電力に対し、高浜原発3・4号機、大飯原発3・4号機の稼働停止を要請すること。
- ②89 「京都市地域防災計画」の「原子力災害対策編」について、以下の点を強化すること。
- ・避難計画は国の原子力災害対策指針に基づき、京都市全域を対象に変更すること。
  - ・市内観光客等、一時滞在者の避難計画を策定すること。京都市として独自の放射性物質の拡散、被害予測の手法を研究すること。
  - ・同意権など原発立地自治体と同等の協定を締結するよう、関西電力と国に求めること。
  - ・安定ヨウ素剤の備蓄と配布は、国や関西広域連合とも連携してUPZ内にとどめず、全市域に拡大すること。
- ②90 東京電力福島第一原子力発電所事故による被災者の検診について、自主避難者も対象とした支援を行うこと。
- ②91 「京都市地球温暖化対策条例」の見直し及び、「次期京都市地球温暖化対策計画」の策定にあたって、2020年までに1990年比で温室効果ガス排出量25%削減に対しての評価（総括）を徹底して行い、早急に達成すること。気候危機の認識のもとで、2030年の40%、2050年温室効果ガス排出量ゼロへ向けて政策と進行計画を明らかにすること。
- ②92 国に対して、再生可能エネルギー政策の抜本的強化を求めること。
- ・「原子力と石炭火力をベースロード電源」とする現行計画を踏襲する第5次エネルギー基本計画（閣議決定）を見直し、「主力電源化」をめざすにふさわしい再生可能エネルギーの大量導入、飛躍的普及をはかること。再生可能エネルギー接続を制限・拒否する電力会社の姿勢に対し、厳しく指導すること。
  - ・公共性の高い送配電網は公的管理とすること。
  - ・固定価格買い取り制度の堅持及び拡充などのインセンティブが働くよう引き続き改善し、事業者や市民の負担軽減を図るとともに、送電会社に送電網の増強義務を課すこと。電源開発促進税は、原発の立地促進などには使用せず、買い取り費用など再生可能エネルギー対策推進の財源にあてること。
- ②93 地産地消型の分散化エネルギーの普及を強化し、再生可能エネルギー比率を飛躍的に高めること。当面「京都市エネルギー政策推進のための戦略」に掲げた3倍化の目標を逆算方式で早期達成すること。再生可能エネルギーによる発電事業に、幅広い事

業者や市民が参加できるよう、予算規模と各種支援制度を抜本的に拡充し、周知すること。

## 10 環境対策とごみ減量推進を

- ②94 災害対応を拡充すること。ゴミ収集現場の実態把握を進めるとともに、ゴミ収集業務の70%民間委託化方針を撤回し、直営に戻し、公的責任を果たすこと。技能労務職員の採用を開始し、増員すること。
- ②95 あらゆる焼却灰溶融施設計画を撤回すること。
- ②96 ごみゼロ社会をめざすことを宣言するとともに、節目標を設定して、次期計画に盛り込むこと。
- ②97 OECDが提唱する拡大生産者責任（EPR）及びデポジット制度について、国に対しては早期導入を図るよう引き続き要望すること。市としても市内事業者積極的に働きかけること。
- ②98 「燃やすごみ」袋代を値下げすること。「資源ごみ」の指定袋制度を廃止すること。「税源活用事業」をやめること。
- ②99 かん・びん・ペットボトルの混合収集を改めること。分別品目を拡大し、事業所等に協力を呼びかけ、びんや電池などの拠点回収場所を増やすこと。ごみ分別を市民とともに議論する場（タウンミーティング）を地域ごとに実施すること。
- ③00 事業系ごみの適正排出を徹底するために、雑紙・厨芥類の分別、食品ロスの取り組みを指導すること。搬入物の調査、立ち入り調査を引き続き強化すること。
- ③01 商品の過剰包装やプラスチック製品の製造抑制について、国まかせにせず、市として積極的に業界に働きかけること。特定レジ袋を廃止すること。
- ③02 防鳥用ネットを改良するなど、ごみ散乱対策を徹底すること。
- ③03 住民から寄せられる不法投棄の相談に、責任を持って対応すること。
- ③04 岡田山については全量撤去を行うこと。市の責任で民間事業者の整備計画を見直し、岡田山及び周辺環境調査を常時行い公開させること。鎮守池周辺の不法投棄対策、環境の再生にとりくむこと。
- ③05 醍醐陀羅谷の産廃処分場計画は認可しないこと。
- ③06 自動車流入抑制を強め、NO<sub>2</sub>の市環境保全基準を0.02PPMに戻し達成すること。観測地点を増やすこと。

## 11 安心して住み続けられるまちづくりを

- ③07 京都駅周辺に象徴される大企業呼び込み型開発はやめること。
  - ・高さ・容積率の規制緩和をやめること。高さ規制の特例許可の基準を緩和しないこ

と。

- ・都市再生緊急整備地域は、地域指定を解除すること。

- ③08 旅館業への用途変更に伴う住宅改修は、面積にかかわらず建築確認申請を義務づけ、完了検査も実施すること。
- ③09 旅館業・「民泊」事業者、住民間の紛争を調整・調停する制度を設けること。
- ③10 世界遺産を守るうえで、バッファゾーンにおけるホテルやマンションなどの建設を規制すること。景観デザインレビュー制度は、申出書が事業者から提出された段階で市民に公開するとともに、市民が協議に参加できるようにすること。
- ③11 市内高速道路の未着工3路線計画の廃止方針にもとづいて、速やかに都市計画の廃止手続きを完了すること。
- ③12 堀川通・油小路通の五条～十条間のバイパストンネル計画は撤回すること。
- ③13 国道1号線、9号線のバイパス計画を撤回するよう、関係各機関に働きかけること。
- ③14 空き家対策については以下の内容に力を入れること。
  - ・老朽危険家屋・樹木等による住環境阻害への対策を強めること。解決に向けて具体策を講じる権限と人員を区役所・支所に配置すること。
  - ・危険家屋の解体補助制度は、市内全域を対象にすること。予算を増やすこと。
- ③15 不足している市内中心部はじめ、市営住宅の新規建設を行うこと。京町家を含め、民間が所有する空き家を市営住宅としても活用すること。
- ③16 「市営住宅ストック総合活用計画」の見直しにあたっては以下の内容を盛りこむこと。
  - ・「改良住宅」については、公営住宅と同じ位置づけで管理戸数を減らさないこと。公募戸数を増やすこと。跡地は売却せず、公共用地として活用すること。
  - ・市営住宅の入居資格の収入基準を引き上げ、募集対象を拡大すること。子育て世帯向け・若年層世帯向け住戸数をさらに拡充し、市内全域を増やすこと。
  - ・耐震改修、エレベーター設置は早急にすすめること。その際、入居者の負担増にならないようにすること。
  - ・浴室のない市営住宅に浴室を早期に設置すること。シャワー設置、折れ戸への改修を行うこと。
  - ・高齢者向け改善工事を早急にすすめること。
  - ・障害者向け住宅については、入居者負担ではなく市の負担で障害の状況に対応できる居室や浴室への改善をはかること。
  - ・畳及び浴槽、住宅用火災警報器等については、全戸対象に全額市の負担で改修・取替を行うこと。
- ☆③17 公共住宅であるUR住宅の削減・民間売却方針の撤回を国に求めること。
- ③18 市営住宅の再整備にあたってはPFI手法をとらないこと。

- ③19 洛西・向島でのニュータウン活性化事業は、全世代が安心して住み続けることができるよう、住民からの具体的な声を聞き、住民の参加と合意のもとに進めること。バスの路線の新設・増便、その他の方法により、交通問題の解決をはかること。
- ③20 分譲マンション共用部分バリアフリー改修助成制度を拡充すること。分譲マンションの消火栓設備や給排水管等の改修に対する助成制度を創設すること。
- ③21 都市公園の整備目標（10㎡／人）の達成に向けて、緑化にとどまらず、既存公園を縮小せず公有地を活用するなど年次計画を策定し、公園の整備を促進すること。
- ③22 大宮交通公園のリニューアルの際の設計や工事計画案及び、公園内に設置予定の飲食店など便宜施設については、地域住民にていねいに説明し、要望を聞くこと。人気のゴーカート等の乗りものは、事業計画に取り入れること。
- ③23 公園の整備にあたっては、パークPFI方式は採用しないこと。
- ③24 老朽化トイレの改修箇所数を増やすこと。トイレにトイレトーパーを設置すること。
- ③25 公園への自動販売機設置については、電力消費・景観・環境等への配慮から、やめること。
- ③26 公園の定期的な除草など維持管理、街路樹の管理予算を増やすこと。
- ③27 屋外広告物対策については、引き続きていねいに説明を行い、合意と納得を得ること。広告物・看板の付け替え・撤去についての助成制度を創設すること。許可期間を現行の3年から5年に延長するなど、手数料の負担軽減措置を講じること。
- ③28 まちづくり条例は、住民の立場に立ったものに見直し、縦覧期間の延長、説明会の周知範囲の拡大、建築物の種類、規模など対象となる建築物の拡大を行うこと。
- ③29 世界遺産である下鴨神社とその周辺の景観・環境を守るため大型倉庫の建設を中止させること。
- ③30 世界遺産である二条城の第2駐車場を廃止し、元に戻すこと。それまでの間は、周辺住民との「協定書」を誠実に履行すること。
- ☆③31 世界遺産仁和寺の門前でのホテル建設計画に特例許可を与えないこと。
- ③32 岡崎・南禅寺界隈の別荘庭園群の歴史的文化的景観を壊すホテル建設の中止を求めること。
- ③33 アスベスト対策については、解体にあたって周辺住民に周知し、以下のように安全対策を講じること。
- ☆・アスベスト対策が必要な建築物解体及び処分費用については、労働者や地域住民の安全のため補助制度を創設すること。不法投棄対策を行うこと。
- ・法基準「レベル3」建材についても対策を強化すること。
  - ・アスベスト除去現場での完了検査を行うこと。
  - ・労災認定を抜本的に見直し、建設労働者や「一人親方」も含め全ての健康被害者を対象にするよう、判決待ちではなく、早急に国に求めること。

- ・「アスベスト調査台帳」を早期に作成すること。
- ・アスベスト除去費用に対する補助制度の継続と充実を、国に求めること。

☆<sup>334</sup> 違法造成であり、土砂崩れも起こした大岩山の対策については、産業廃棄物を含んだ土砂の全量撤去を行うこと。

#### ◆安全安心の消防活動を

- ③<sup>35</sup> 消防職員の削減計画は撤回し、人員・装備の両面で増強すること。
- ③<sup>36</sup> 消防団員、水防団員の処遇の改善にっそう努めるとともに、団の運営費を増額すること。

#### ◆上下水道事業の充実を

- ③<sup>37</sup> 「京都市水共生プラン」は水循環や防災上の重要性に鑑み、条例化して市民的位置づけを高めること。
- ③<sup>38</sup> 水道料金を値下げし、下水道使用料をさらに値下げすること。福祉減免制度を設けること。
- ③<sup>39</sup> 「資産維持費」を水道料金の原価に算入しないこと。
- ③<sup>40</sup> 料金滞納者について、丁寧な対応をするとともに、保健福祉局との連携をさらに強めること。給水の停止はやめること。
- ③<sup>41</sup> 宅地内の鉛管取替え補助制度の周知徹底をはかり、さらに限度額を引き上げること。
- ③<sup>42</sup> 水道事業と結合した旧地域水道事業への国庫補助制度の創設を、引き続いて国に求めること。
- ③<sup>43</sup> 雨水貯留設備及び雨水浸透ます助成制度の拡充を図りさらなる普及に努めること。
- ③<sup>44</sup> 私道内の公共下水道及び共同排水設備更新は、市が責任を持ってすすめること。残された布設困難家庭に対して、補助支援制度を設けること。
- ③<sup>45</sup> 猛暑対策として、ミストシャワーをさらに普及すること。
- ③<sup>46</sup> 市民と連携し、景観にも配慮しながら琵琶湖疏水の沿道整備を行うこと。「近代土木遺産」としての琵琶湖疏水にふさわしい活用・研究ができるよう、琵琶湖疏水記念館の予算を増額すること。
- ☆<sup>347</sup> 疏水を利用した小水力発電等の再生エネルギーの活用を進めること。
- ③<sup>48</sup> 琵琶湖が放射能汚染された場合について、飲料水への被害想定を行い、対策を取ること。
- ③<sup>49</sup> 民間活用を目的とした上下水道局本庁舎移転計画は撤回すること。
- ③<sup>50</sup> 上下水道事業の民間活用計画はストップし、民営化・コンセッション方式の導入は行わないこと。
- ③<sup>51</sup> 市バス・地下鉄事業、上下水道事業の消費税は、料金に上乗せしないこと。



## ◆生活道路優先の道路環境整備を

- ③52 鴨川東岸線の塩小路から岸上橋間（第3工区）の道路拡幅工事は中止すること。
- ③53 国道9号線「西立体交差事業」の葛野大路区間については、国に見直しを求めること。
- ③54 北泉通の拡幅と高野川架橋工事を中止すること。
- ③55 通学路の安全について、警察や学校等の関係機関と連携し、信号機の設置、自動車のスピード抑制、細街路への流入抑制、通学時間帯の流入規制など安全対策・整備をすすめること。
- ③56 歩道の傾斜を抜本的に改善するなど、バリアフリー化をすすめること。
- ③57 土木事務所の予算を増額するなど、生活道路の補修や街灯設置などの整備を進めること。
- ③58 里道については、住民要望に基づき舗装整備を行うこと。
- ③59 私道の舗装整備助成についてはさらに補助率を引き上げること。L型側溝単独でも使えるようにするなど運用を柔軟にすること。
- ③60 地域の実情に合わせて自転車駐輪場の整備を促進すること。バイク・自動二輪置場の確保に努めること。
- ③61 自転車走行レーンの拡充やレーンの違法駐車対策の強化を図ること。自転車利用者への安全対策の徹底や保険加入の促進などの対策を更に強化すること。

## 12 市民の交通権を保障する総合的な交通体系を確立し、市民の足をまもること

- ☆③62 市民が安全・安心に移動できる権利としての「交通権」を保障する「交通まちづくり基本条例（仮称）」を制定すること。条例には、行政区や学区への交通協議会の設置、住民参画による地域交通計画の策定を明記し、実施すること。
- ③63 「歩くまち・京都」総合交通戦略の推進にあたっては、車の総量規制を軸とし、実効ある取り組みとすること。
  - ・自動車分担率を20%以下に引き下げる計画を具体化すること。
  - ・観光地の交通対策、パーク・アンド・ライドなどマイカーの流入抑制の取り組みをいっそう強化すること。そのために、情報の周知徹底、駐車場の利用者の負担軽減など使用率の向上、公共交通の利便性向上などの具体策もあわせて打ち出すこと。
  - ・新しい公共交通システム（LRT）などを具体化すること。
- ③64 横断歩道橋でしか渡れない交差点（堀川五条や国道大手筋など）に、ベビーカーや車いすなど歩行者が安全に道路を横断できるよう、国に働きかけることを含め、対策をとること。

- ③65 東大路通の歩行空間整備計画については、歩道の改修など歩行者の安全確保とバス待ち環境の改善に重点を置くこと。自動車の抜本的な流入抑制策をおこなうこと。
- ③66 京都駅八条口（南口）駅前広場については、駐輪場の屋根、自転車レーン、観光バスの駐車時間の延長など引き続き改善をおこなうこと。ショットガン方式については、待機場を近くに設置する、タクシー事業者の負担額を減らすなど、見直しを行うこと。
- ③67 交通不便地域対策は、京都市が責任をもって重点政策として取り組むこと。
- ③68 交通バリアフリー構想の推進にあたっては、「重点整備地区」において具体化を急ぐこと。「引き続き改善方策を検討する地区」さらに、すべての鉄道駅とその周辺道路等バリアフリー化に取り組むこと。J R西大路駅のバリアフリー化計画については、現駅舎を中心とした改修を急ぐこと。
- ③69 民間バス事業者に対して、バス待ち環境やバス停バリアフリー化予算を増額するなどの支援を強めること。
- ③70 J R奈良線の複線化事業にあたっては、事前の騒音調査・家屋調査等を丁寧に行うこと。また、周辺住民から寄せられた要望・苦情に丁寧に対応すること。

#### ◆市バス・地下鉄の改善を

- ③71 民間の参入・撤退を自由にする規制緩和の撤回と、公共交通を守る法改正を国に求めること。
- ③72 市民の交通権を保障するため、住民から要望のあるバス路線を確保すること。区役所をはじめ公共施設へのバス路線を拡充し市民の利便を図ること。そのための一般会計からの必要な補助金を確保すること。
- ③73 住民や自治団体の行う自主的なバス運行について、歩くまち京都推進室や区役所等とも連携して支援すること。地域のまちづくりと連携する路線・ダイヤの充実を図るとともに他の交通機関と連携し、いっそう便利なまちづくりをすすめること。
- ③74 初乗り運賃が日本一高い市バス・地下鉄運賃を値下げすること。バスの均一区間を市内全域へ広げること。
- ③75 バスとバス、バスと地下鉄の乗り継ぎは無料にし、利便性の向上を図ること。
- ③76 バス一日券は500円に値下げすること。バス一日券及び昼間割引券は市内全域で利用できるようにすること。
- ③77 バス待ち環境改善へ、以下の点を計画的に進めること。
  - ・ベンチや上屋は、設置困難箇所についての研究をすすめ、設置箇所を増やすこと。
  - ・点字ブロックの敷設や歩道の整備など、全バス停のバリアフリー化を全庁的支援のもとで促進すること。
- ③78 バスの運転手の賃金表は、現行1表に統一すること。
- ③79 「管理の受委託」は撤回すること。委託先の労働者の労働条件・健康管理について

も、交通局として把握し、責任を持つこと。さらに、安全対策についても直営と同じ対応をすること。

- ③80 整備部門の民間委託を撤回し、技術継承を図るため、整備士の計画的採用・養成をすすめること。
- ③81 回送バスを減らすこと。
- ③82 地下鉄烏丸線のホーム転落防止柵を、早急に全駅に設置すること。具体的な計画策定を行うこと。
- ③83 残るすべての地下鉄駅に駐輪場を整備すること。利用料金を引き下げること。
- ③84 地下鉄ホームのベンチを増やすこと。

## 13 公正・公開・市民参加の市政運営を

- ③85 マイナンバー制度は廃止すること。
- ③86 市民のプライバシー権を侵害し、戦争協力事務につながる自衛隊への個人情報の提供はやめること。
- ③87 市有公共施設へのネーミングライツは実施しないこと。
- ③88 指定管理者制度のこれ以上の適用を行わないこと。現在、同制度によって運用している事業については、公共性・安全性の確保、労働法遵守、雇用の継続など行政水準と指定管理者の労働者の労働条件の後退をまねかないよう、予算措置を含め公的責任を果たすこと。利用料金制度は行わないこと。
- ③89 市職員は正規職員を基本とすること。会計年度任用職員等は正職員との均等待遇とし、処遇を改善すること。更なる職員削減につながる民間委託や職務廃止は行わないこと。
- ③90 債権管理条例に基づく、機械的な徴収は行わないこと。滞納処分は、所得税法に基づき、被処分者の生活費の確保を厳守すること。換価の猶予など、国制度に準じて適用し、周知、徹底すること。
- ③91 「防犯カメラ」について、プライバシーの侵害がおきないように管理者に対し、プライバシー権、肖像権などを周知徹底すること。設置にあたっては近隣住民の合意と納得が得られていることを確認すること。設置場所に、設置者、連絡先を明示させること。
- ③92 「部落差別の解消の推進に関する法律」は、新たな差別をつくり出すとともに、市民の中に分断を持ち込み部落差別を固定化する危険性があり、国に対して廃止を求めること。京都市は、法律の具体化及び推進をしないこと。推進をはかるためのあらゆる調査活動を行わないこと。
- ③93 「差別事象に係る対応についてのガイドライン」は直ちに廃止すること。行政の主導による市民と企業への「人権啓発」の名による同和研修の押しつけはやめること。

市職員の公費による参加をやめること。

- ③94 ヘイトスピーチを規制する「京都市の公の施設等の使用手続きに関するガイドライン」を活かし、運用については、市長の責任においてヘイトスピーチを規制し、実効性のあるものにする事。
- ③95 消費者行政の推進にあたっては、以下の点に取り組むこと。
  - 消費生活センターの相談件数に見合う相談体制を強化し、特殊サギ等多様化する消費者被害を防止するため、市民啓発を強めること。とくに、高齢者や障害者の消費者被害を未然に防止するために後見人制度の周知や見守り活動等の対策を強化すること。
  - 相談員は、会計年度任用職員の雇用形態ではなく、正規雇用とすること。夜の時間帯や休日の相談を実施すること。
- ③96 多重債務問題に対する情報提供・相談体制を充実すること。そのための庁内関係部署との連携を強め、解決を図ること。
- ③97 京都市過疎地域自立促進計画は、住民本位に、産業、医療、保育、教育、交通などの支援を強化すること。定住促進のため、雇用を生み出す施策を拡充すること。
- ③98 被爆者援護と平和行政の具体化・推進を図ること。
  - 広島、長崎、沖縄への修学旅行の実施や、被爆・戦争体験を聞くことなど、平和の学習を強めること。
  - 高齢化が進む被爆者に対する実態調査を行い、被爆者援護施策を強化すること。
  - 被爆2世、3世の医療費補助を創設すること。
  - 黒い雨訴訟について、控訴を取り下げるよう国に強く求めること。
  - 国に対して、原爆症認定基準を早急に見直すよう強く求めること。
  - 平和首長会議がすすめる「2020ビジョン」の早期達成を、他の自治体に働きかけること。原爆展の毎年開催など独自の取り組みを行うこと。市民が取り組む原爆展を積極的に後援し、公共施設を使えるようにすること。
  - 本市の被爆者団体への補助金をただちに元に戻すこと。語り部や相談活動への支援などを拡充すること。

## **日本共産党京都市会議員団**

京都市中京区河原町御池 京都市役所内

TEL 222-3728 FAX 211-2130

HP : <http://cpgkyoto.jp>

E-mail : [info@cpgkyoto.jp](mailto:info@cpgkyoto.jp)